

2 経営第 1 4 3 1 号  
令和 2 年 8 月 2 5 日

全国農業信用基金協会協議会 御中

農林水産省経営局金融調整課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた申請・届出等に関する当面の  
対応について（周知）

7月2日に規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」には、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、上記答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて着実な実施を図っていくため、7月17日に「規制改革実施計画」が定められました。

これを踏まえ、農林水産省経営局金融調整課としては、農業信用基金協会による農林水産省への申請・届出等について、下記の通り対応していくこととします。貴会におかれましては、農業信用基金協会の皆様への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 農業信用保証保険法及び同法に関連する法令の規定に基づく農林水産省への申請・届出については、eメールによる方法も可能とする。
- 2 押印の無い申請・届出等についても有効とする。

なお、本件について不明点等ございましたら、ご遠慮なく農林水産省又は所管の農政局・沖縄総合事務局までご相談いただくとともに、eメール提出の開始に当たっては、農林水産省又は所管の農政局・沖縄総合事務局の窓口担当課までご連絡ください。